

あまりにも多い教職員自殺の不都合な真実③ ~ 教育の中立性を踏みにじった同和教育 ~

教職員の自殺について、その様子や背景を引き続きお伝えします。

【ファイル8】

昭和55年7月県立加計高校の同和推進教諭(55才)自宅裏山で首吊り自殺。

これからお伝えする昭和 56 年は、3人の校長が相次いで自殺し、さらに県教委職員1人も自殺をするという異常な年でした。

いったい何があったのでしょうか。当時の学校はどのような状況だったのでしょうか。

昭和56年1月~3月は特措法(同和対策事業特別措置法)の期限が切れる 最終年度を目前にして、解放同盟が「特措法」強化改正闘争を行っていた時で もありました。1月17日に第2次中央総決起集会を開き、「市町村、県行政を通 しての政府各省に対する突き上げや、要請行動を強力に行わせる必要がある」 と、取り組みを強化していた年です。

差別事件が各地で多発し悪質化しているとして、国と地方自治体の責任と義務を課す「部落解放特別措置法」を制定することが必要であると要求活動をしていた時でした。4月9日には「特措法」強化・改正要求広島県総決起集会が開かれ、政府へ向けての要求決議が採択されています。児童・生徒の言動を差別事件にして、糾弾が厳しく、数多く行われているときでした。

3人の校長が相次いで自殺した昭和 56 年は、解放デーとして 1.28、2.7 を中心に 1・2 月を強化旬間として狭山闘争を大高揚させようと県下で取り組みを

強化し、全力で闘っていた年でした。

解同福山市協狭山闘争委員会では、総決起集会の開催、ゼッケン登下校の 実施、各支部で狭山学習会を組織するなどの取り組みを強化することを決めて います。小中高校では狭山学習を行うための事前・事後の学習を含む指導案作 り・打ち合わせ会、各支部、市協からの指導案の点検などが行われました。

1.28 というのは、上告趣意書の提出期限の日です。石川事件裁判第 2 審の無期懲役の判決(昭和 49 年 10 月 31 日)を不当として最高裁へ上告しましが、上告をする場合にはその理由を明らかにしなければなりません。上告趣意書とは、上告する理由を記載した書面のことで、昭和 50 年の 1 月 28 日がその提出期限の日だったのです。この年以降、1 月 28 日も狭山デーとして取り組みが行われます。

2.7 も説明します。第 2 審の無期懲役の判決を不当として即日上告をしましたが 52 年 8 月 9 日、棄却されます。異議申し立ても行いましたが却下され、8 月 16 日に無期懲役が確定します。同月 30 日、第一次再審請求を申し立てますが、55 年 2 月 7 日、棄却されます。2.7 というのは再審請求を棄却された日のことです。

再審請求を棄却された 2 月 7 日の即日、高裁に「異議申し立て」を行い、翌 56 年の 2 月 7 日に「中央集会」を開き、再審請求棄却を糾弾し、事実調べを要求するというその時期でした。

東京高裁はその「異議申し立て」を3月25日に棄却します。弁護団らは3月30日、最高裁へ「特別抗告」をするとともに同日、「狭山再審異議申し立て棄却糾弾・特別抗告勝利緊急中央集会」を開き、抗議声明を発します。

このように昭和 55 年・56 年は狭山闘争が激しく行われ、その運動が学校にストレートに持ち込まれたときでした。

昭和 56 年「狭山デー」の 1 月 28 日、神辺町立神辺中学校で「狭山再審勝利」のワッペンをつけて集団登校。着用に反対した教諭を糾弾します。3 年生生徒全員を集合させて「解放子ども会」生徒が吊し上げ、終日糾弾する、まるで文

化大革命のような事件が起きています。(解放子ども会は運動の担い手を育てる目的で作られた解放同盟の組織です)

神辺中では 1 月 27 日、職員会議で翌日の「狭山デー」で「全教師がワッペンを着用」と同和担当が提案しますが、S 教諭が「特定団体の運動を公教育に持ち込むことになるから反対だ」と反対します。ワッペンは「狭山再審闘争勝利!」と書かれ、解放同盟が作成・発行したものでした。

28 日当日朝、「解放子ども会」生徒らはワッペンをつけて登校し、校門で「狭山再審闘争勝利」と書かれたビラを配布。ワッペンをつけた教師たちが拍手で出迎えました。朝の職員会議でこのビラを教材にして2時間の特設授業を行うことが提案されます。S教諭は反対し、「ビラを教材としない、独自教材でおこなう」と発言しましたが、紛糾しました。場所を移動して3年生の学年会議が開かれましたが、その会議の席に「解放子ども会」生徒を連れてきて「なぜワッペンをつけないのか説明せよ」と生徒にS教諭の糾弾をさせたのです。S教諭が屈しないため、急遽3年生の生徒全員集会を体育館で開き、解同派教師、「解放子ども会」生徒らによって糾弾が行われ、昼食も抜きで5時間目まで行われました。進路決定の大事な時期にもかかわらず、授業もせずに行われたこの糾弾集会に校長も参加しています。

この事態を知った共産党、全解連などがビラを配布して真相を伝え、町教委、校長に善処を要求する運動を行いましたが、解放同盟や社会党神辺支部がその機関紙に「共産党が教育介入」などと事実をねじ曲げて記載したものを配布。それに加えて、校長、神辺 PTA 新聞、郡同教、神辺町広報も解放同盟に応じた内容の広報を出すなど、そもそもが解放同盟の「公教育へ運動の持ち込み」の問題を「共産党の介入」にすり替えたのです。

解放同盟は機関紙で「日共べったりの教師〇〇」と実名を挙げて非難しました。(7月29日)

同対審答申(同和対策審議会答申)は教育の中立の必要性を「教育に関する 基本方針」で次のように求めています。 「同和教育を進めるに当たっては『教育の中立性』が守られるべきことはいうまでもない。同和教育と政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、これらの運動そのものも教育であるといったような考え方はさけられなければならない」。さらに「具体的方策」では「教職員に対し、同和教育に必要な資料を作成配布すること」と明示しています。しかし学校現場や教育委員会、同教の研修会・住民学習では全く知らされませんでした。運動団体に不都合な情報は事実上、情報統制されていたのです。

このようにして「上告棄却」を認めず、再審を要求する解放同盟の運動が直接 公教育に持ち込まれ、それに反対する者が激しく糾弾されていたのがこの頃で す。

【ファイル9】

昭和56年1月29日、福山市立桜丘小学校 F.T 校長(54才)、包丁で頸動脈を切って自殺。新任校長で、前日一人残業で残っていましたが、翌日夫人から前夜家に帰ってこなかったとの電話があったため、職員らで行方を捜していたところ、山中の車の中で死んでいるのが見つかりました。「激務で疲れる」とこぼしていました。

「校長自殺前日の1月28日は、部落解放同盟が組んだ狭山闘争強化旬間の初日。被差別部落の生徒を抱えた全国各地の小中高校で、ゼッケンをつけての集団登校や学習会などが行われ、桜丘小でも被差別部落の児童がゼッケンをつけて集団登校した」(3月16日朝日)。

その日桜丘小の校舎には狭山闘争の垂れ幕が下げられ、『東京高裁は再審を開始せよ解放子ども会』と書かれた立て看が校門横のフェンスに取りつけられていました。福山市協(解放同盟福山市協議会)では「全支部が足なみをそろえ、重大な決意のもとに闘わなければ1月2月闘争の意味はない」と狭山闘争委員会を中心に取り組みを強化していた時でした。

(→次回へ続く)